

平成27年度

十勝管内市町村の普通会計決算の概要

平成29年2月

十勝総合振興局地域創生部地域政策課

# 目次

1	決算規模	1
2	決算収支	1
3	歳入	2
4	歳出	4
5	健全化判断比率	
(1)	実質赤字比率	6
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	7
6	経常収支比率	8
7	地方債現在高	10
8	積立金現在高	10

## 【資料1】

十勝管内市町村の財政状況（平成27年度決算）

## 【資料2】

健全化判断比率の状況（平成27年度決算）

## 【資料3】

用語解説

# 平成27年度十勝管内市町村決算の状況

## 1 決算規模

十勝管内19市町村（1市、16町、2村）の普通会計の決算額は次のとおりである。

- 歳入 2,414億98百万円（前年度2,366億24百万円）
- 歳出 2,360億68百万円（前年度2,315億80百万円）

平成26年度と比較すると、歳入は48億74百万円の増（2.1%）、歳出は44億88百万円の増（1.9%）となっている。

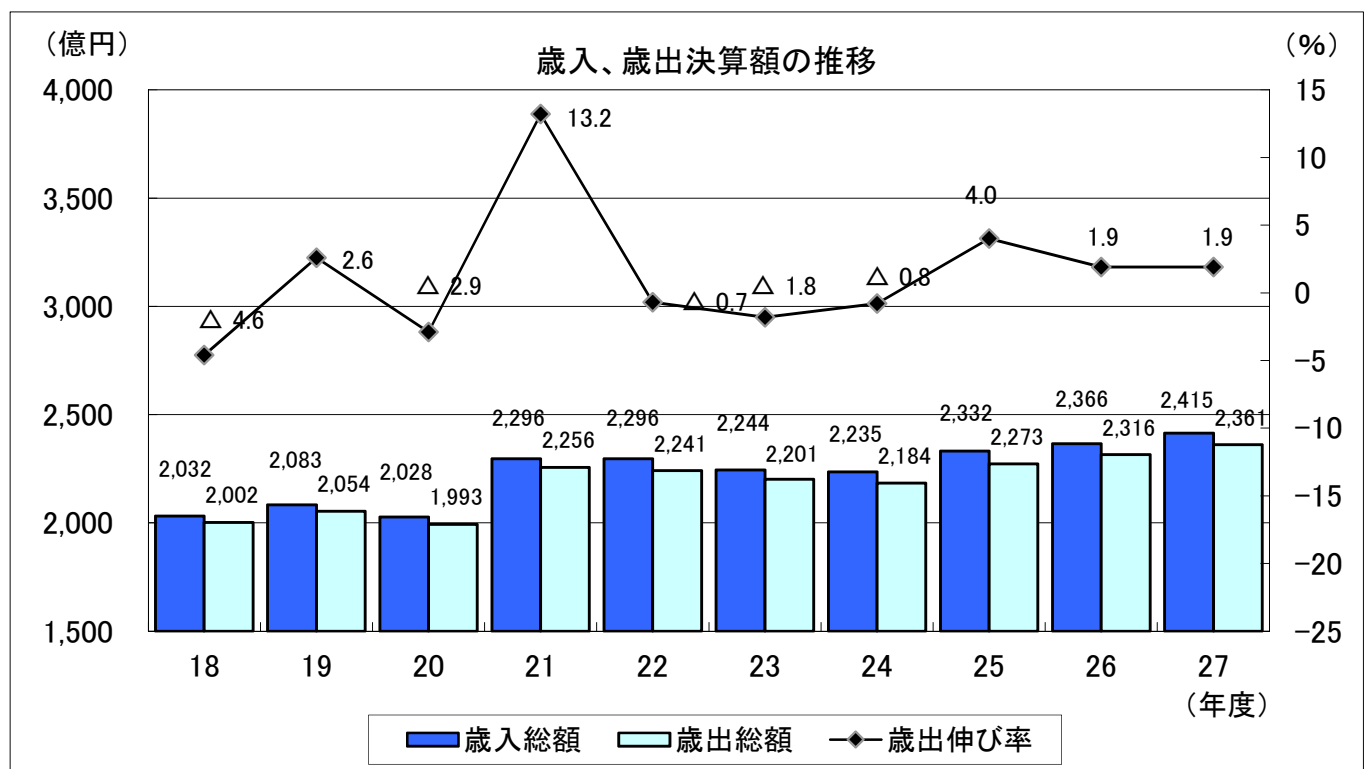
区分	平成27年度	平成26年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額	2,414億98百万円	2,366億24百万円	48億74百万円	2.1%	1.5%
歳出総額	2,360億68百万円	2,315億80百万円	44億88百万円	1.9%	1.9%
差引(形式収支)	54億30百万円	50億44百万円	3億85百万円	7.6%	△14.0%
実質収支	46億23百万円	44億00百万円	2億22百万円	5.1%	△5.5%

## 2 決算収支

歳入歳出差引額（形式収支）は54億30百万円の黒字となっている。

形式収支から繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、46億23百万円の黒字となっている。

なお、前年度に引き続き、実質収支は管内19市町村全て黒字となっている。



### 3 歳入

歳入決算額の特徴は、次のとおりである。

- ① 地方交付税は0.1%増加し、地方交付税の振替である臨時財政対策債は5.8%減少しており、地方交付税と臨時財政対策債の合計では、0.4%の減少となっている。
- ② 地方譲与税等は、地方消費税交付金の増加などにより、33.9%の増加となっている。
- ③ 地方債は、臨時財政対策債の減少などにより、4.8%の減少となっている。
- ④ 道支出金は、多面的機能支払事業道支出金等の増により、33.8%の増加となっている。

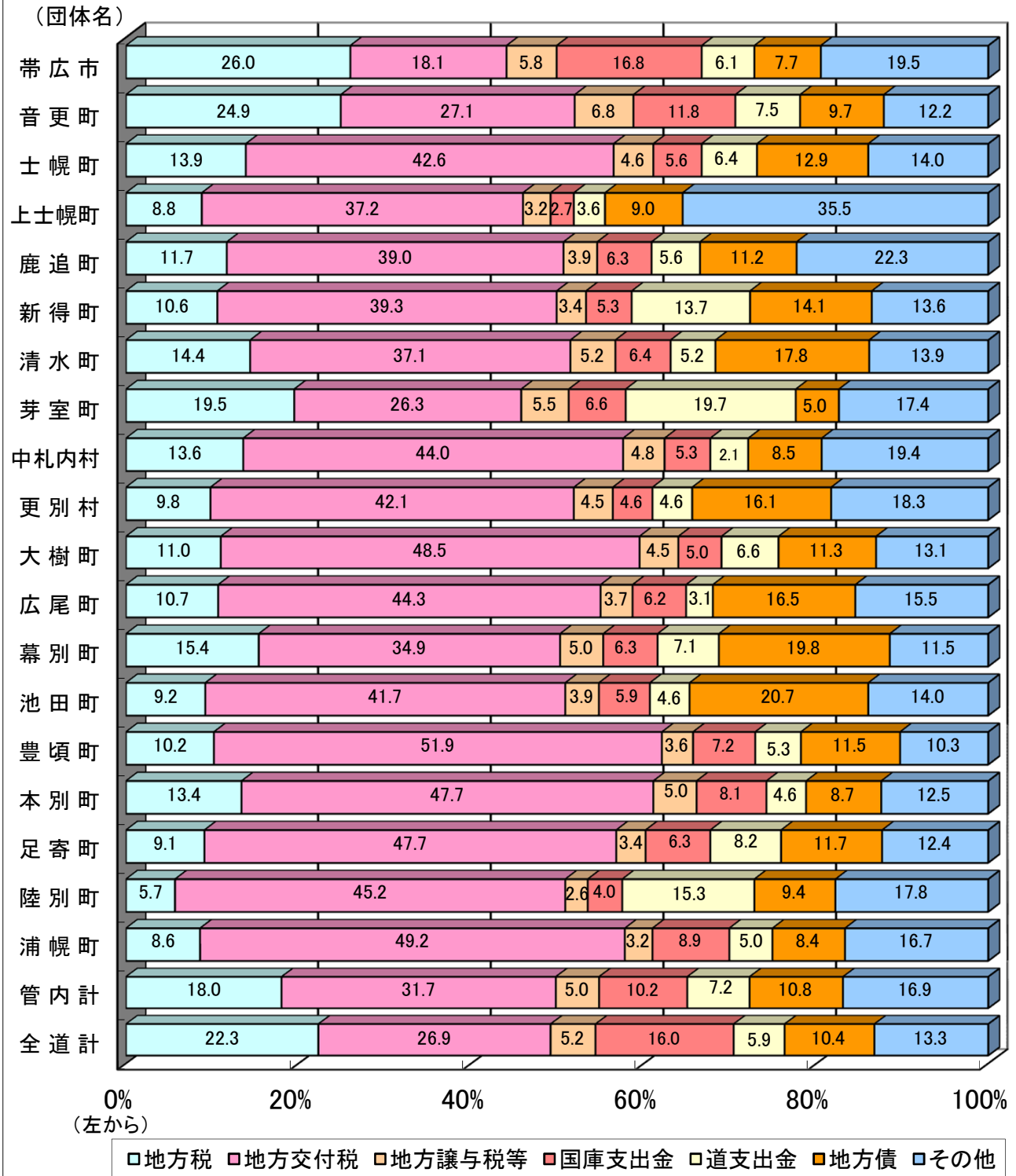
#### 歳入決算額の状況

(単位：百万円、%)

区分	平成27年度		平成26年度		比較	
		構成比		構成比	増減額	増減率
地方税	43,532	18.0	43,416	18.3	116	0.3
うち市町村民税	19,797	8.2	19,586	8.3	211	1.1
個人分	16,145	6.7	15,816	6.7	329	2.1
法人分	3,652	1.5	3,770	1.6	△118	△3.1
うち固定資産税	18,213	7.5	18,257	7.7	△44	△0.2
地方交付税	76,636	31.7	76,521	32.3	115	0.1
地方譲与税等	12,087	5.0	9,027	3.8	3,060	33.9
小計(一般財源)	132,255	54.8	128,964	54.5	3,291	2.6
国庫支出金	24,724	10.2	25,921	11.0	△1,197	△4.6
道支出金	17,484	7.2	13,066	5.5	4,418	33.8
地方債	26,139	10.8	27,464	11.6	△1,325	△4.8
うち臨時財政対策債	7,672	3.2	8,142	3.4	△469	△5.8
その他	40,896	16.9	41,209	17.4	△313	△0.8
合計	241,498	100.0	236,624	100.0	4,874	2.1

- (注) 1 地方譲与税等には、「地方譲与税」の他「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式譲渡所得割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「自動車取得税交付金」、「地方特例交付金」を含んでいる。  
 2 国庫支出金には、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」を含んでいる。  
 3 各項目において端数処理をしているため、合計と内訳は一致しないことがある。

## 平成27年度歳入決算額の構成比



管内平均の歳入決算額の構成比を見ると、地方税の占める割合は18.0%であり、全道平均22.3%と比べ、4.3ポイント下回っている。

これに対して、地方交付税の占める割合は、31.7%であり、全道平均26.9%に比べ、4.8ポイント上回っている。

## 4 歳出

歳出決算額の特徴は、次のとおりである。

- ① 普通建設事業費は認定こども園等の学校教育施設に係る改築事業の減少により、11.8%減少している。
- ② 補助費はプレミアム商品券補助金等の増加により、10.8%の増加となっている。
- ③ 積立金はふるさと寄附金等の増加に伴う財政調整基金の増加などにより、67.3%の増加となっている。

### 歳出決算額（性質別）の状況

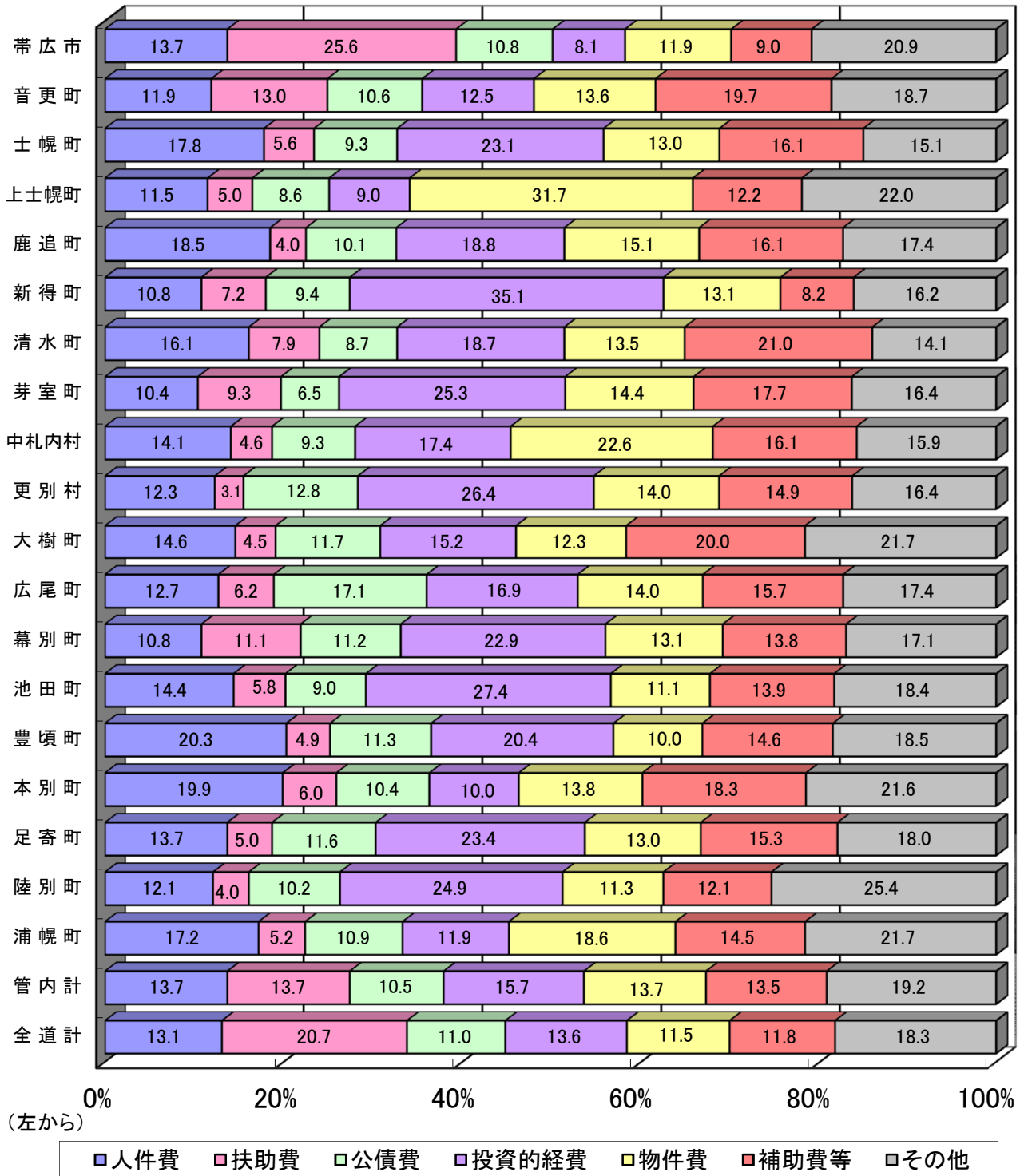
（単位：百万円、%）

区 分	平成27年度		平成26年度		比較	
		構成比		構成比	増減額	増減率
義務的経費	89,598	38.0	90,739	39.2	△ 1,141	△ 1.3
人件費	32,324	13.7	32,427	14.0	△ 103	△ 0.3
扶助費	32,440	13.7	32,577	14.1	△ 137	△ 0.4
公債費	24,834	10.5	25,735	11.1	△ 902	△ 3.5
投資的経費	37,261	15.7	42,192	18.2	△ 4,931	△ 11.7
普通建設事業費	37,120	15.7	42,064	18.2	△ 4,944	△ 11.8
うち補助事業費	19,138	8.1	16,915	7.3	2,223	13.1
うち単独事業費	17,982	7.6	25,149	10.9	△ 7,167	△ 28.5
災害復旧事業費	110	0.0	84	0.0	26	31.6
失業対策事業費	31	0.0	44	0.0	△ 13	△ 30.3
その他経費	109,210	46.3	98,650	42.6	10,560	10.7
物件費	32,231	13.7	31,109	13.4	1,121	3.6
維持補修費	4,728	2.0	4,837	2.1	△ 109	△ 2.3
補助費等	31,830	13.5	28,718	12.4	3,112	10.8
投資、出資、貸付金	14,978	6.3	12,416	5.4	2,562	20.6
繰出金	17,332	7.3	16,720	7.2	613	3.7
積立金	8,112	3.4	4,850	2.1	3,262	67.3
合 計	236,068	100.0	231,580	100.0	4,488	1.9

- (注) 1 「うち補助事業費」には、補助事業費、国直轄事業負担金、受託事業費のうち補助事業費が含まれている。  
 2 「うち単独事業費」には、単独事業費、同級他団体施行事業負担金、道営事業負担金、受託事業費のうち単独事業費が含まれている。  
 3 各項目において端数処理をしているため、合計と内訳は一致しないことがある。

### 平成27年度歳出決算額の構成比

(団体名)



管内平均の歳出決算額の構成比を見ると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の占める割合は38.0%であり、全道平均44.8%と比べ、6.8ポイント下回っている。

また、投資的経費の占める割合は15.7%であり、全道平均13.6%と比べ、2.1ポイント上回っている。

## 5 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

実質赤字が発生している市町村はない。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字が発生している市町村はない。

### (3) 実質公債費比率

管内市町村の平均値は8.6%（加重平均）となっており、前年度に比べ0.6ポイント下降している。

なお、地方債の許可団体となる18%以上の団体はない。

（単位：％）

団体名	H27年度決算	【参考】 H26年度決算	比較
帯広市	8.9	9.5	△0.6
音更町	10.3	10.9	△0.6
士幌町	3.9	4.7	△0.8
上士幌町	5.2	5.6	△0.4
鹿追町	7.6	7.5	0.1
新得町	5.5	5.8	△0.3
清水町	7.9	9.6	△1.7
芽室町	5.5	5.6	△0.1
中札内村	5.0	5.1	△0.1
更別村	6.8	7.1	△0.3
大樹町	9.9	11.0	△1.1
広尾町	7.9	9.2	△1.3
幕別町	13.3	14.3	△1.0
池田町	9.7	10.2	△0.5
豊頃町	9.0	9.4	△0.4
本別町	9.5	10.2	△0.7
足寄町	8.7	9.7	△1.0
陸別町	6.6	6.9	△0.3
浦幌町	10.8	11.6	△0.8
町村平均	8.4	9.1	△0.7
管内平均	8.6	9.2	△0.6



#### (4) 将来負担比率

管内市町村の平均値は33.5%（加重平均）となっており、前年度に比べ5.9ポイント下降している。  
なお、早期健全化基準である350%以上の団体はない。

(単位：%)

団体名	H27年度決算	【参考】 H26年度決算	比較
帯広市	105.3	116.0	△ 10.7
音更町	53.3	50.8	2.5
士幌町	-	-	-
上士幌町	-	-	-
鹿追町	-	-	-
新得町	-	-	-
清水町	28.1	39.5	△ 11.4
芽室町	-	-	-
中札内村	-	-	-
更別村	-	-	-
大樹町	33.9	58.5	△ 24.6
広尾町	105.1	111.4	△ 6.3
幕別町	119.0	104.2	14.8
池田町	113.5	109.9	3.6
豊頃町	-	-	-
本別町	20.6	14.8	5.8
足寄町	-	-	-
陸別町	-	-	-
浦幌町	-	4.6	△ 4.6
町村平均	0.1	4.2	△ 4.1
管内平均	33.5	39.4	△ 5.9

(注) 「-」は将来負担比率が発生していないことを示す。

## 6 経常収支比率

管内市町村の経常収支比率の平均値は83.6%（加重平均）となっており、前年度の84.6%に比べ1.0ポイント減少しており、全道平均の87.9%に比べ、4.3ポイント下回っている。

また、平成18年度と比較した場合、この10年間で2.6ポイント下降している。

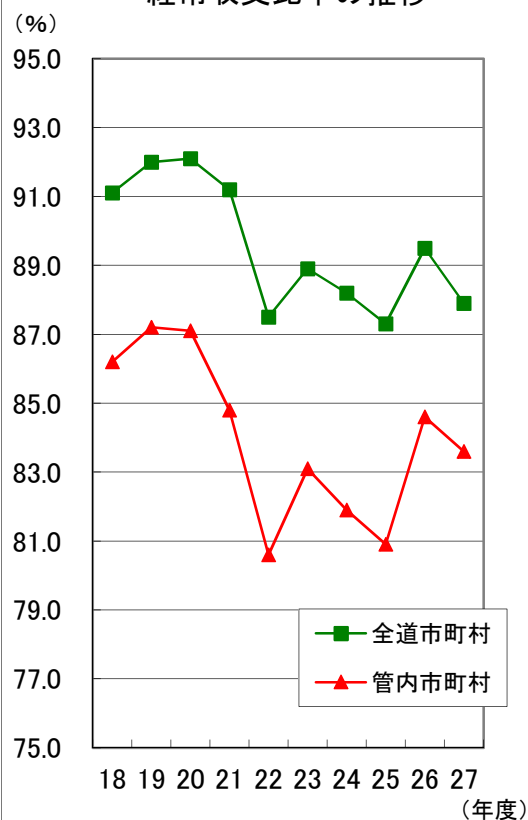
### 経常収支比率の推移

(年度、%)

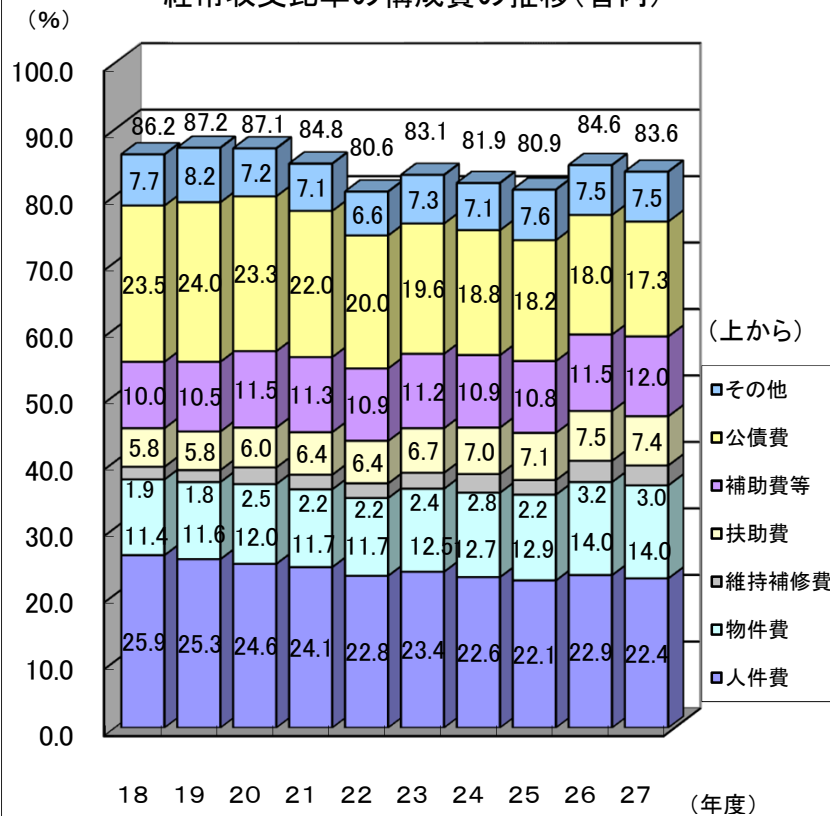
区分	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
管内市町村	86.2	87.2	87.1	84.8	80.6	83.1	81.9	80.9	84.6	83.6
うち人件費	25.9	25.3	24.6	24.1	22.8	23.4	22.6	22.1	22.9	22.4
うち扶助費	5.8	5.8	6.0	6.4	6.4	6.7	7.0	7.1	7.5	7.4
うち公債費	23.5	24.0	23.3	22.0	20.0	19.6	18.8	18.2	18.0	17.3
全道市町村	91.1	92.0	92.1	91.2	87.5	88.9	88.2	87.3	89.5	87.9
うち人件費	25.8	25.2	24.7	24.1	22.6	22.8	21.9	21.2	21.4	21.0
うち扶助費	8.7	8.8	8.8	9.1	9.6	9.8	10.3	10.3	10.8	10.5
うち公債費	159.4	23.4	23.8	22.7	21.2	20.5	19.9	19.3	19.2	18.3

(注) 加重平均である。

### 経常収支比率の推移

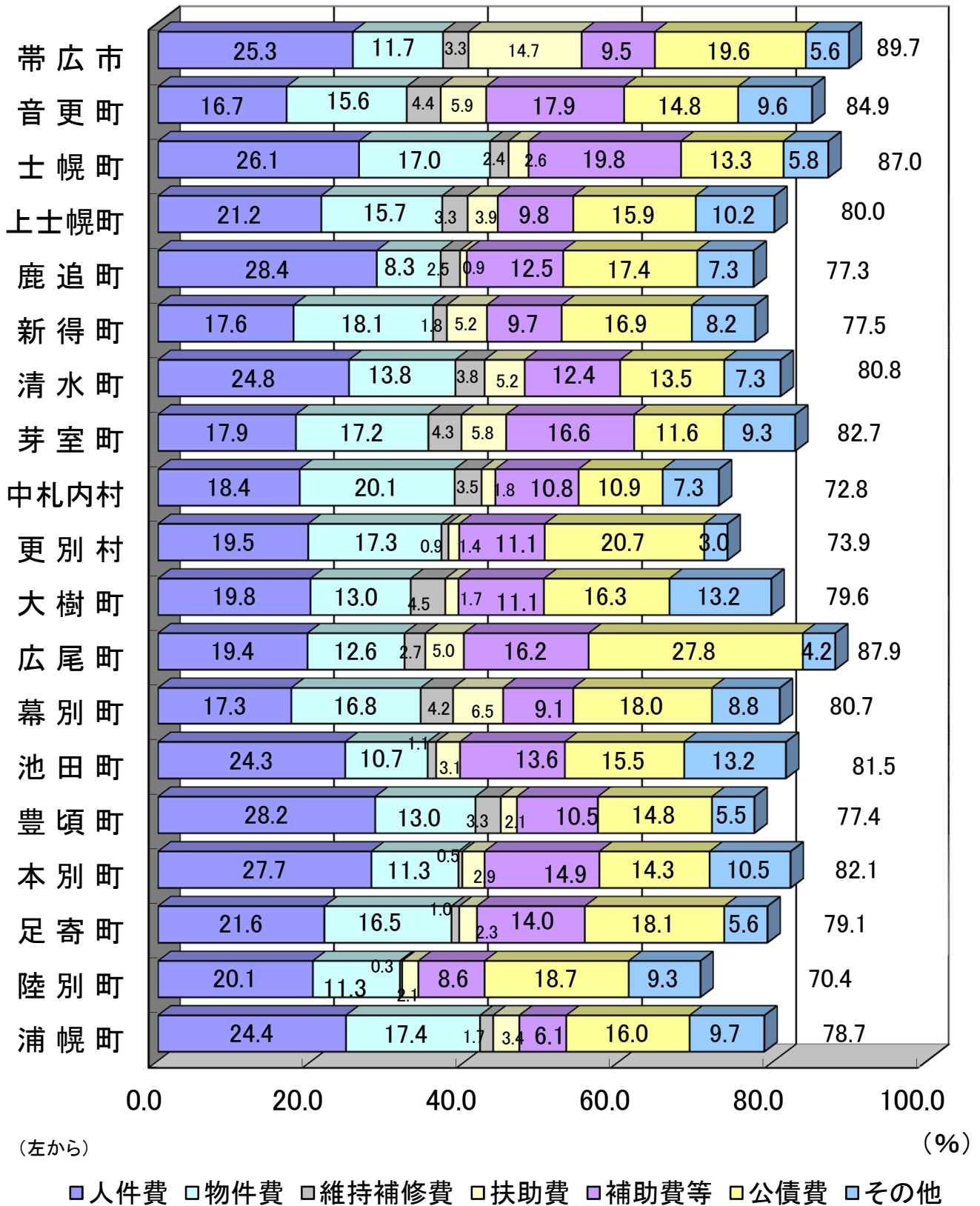


### 経常収支比率の構成費の推移(管内)



## 平成27年度経常収支比率の構成比(管内)

(団体名)



(左から)

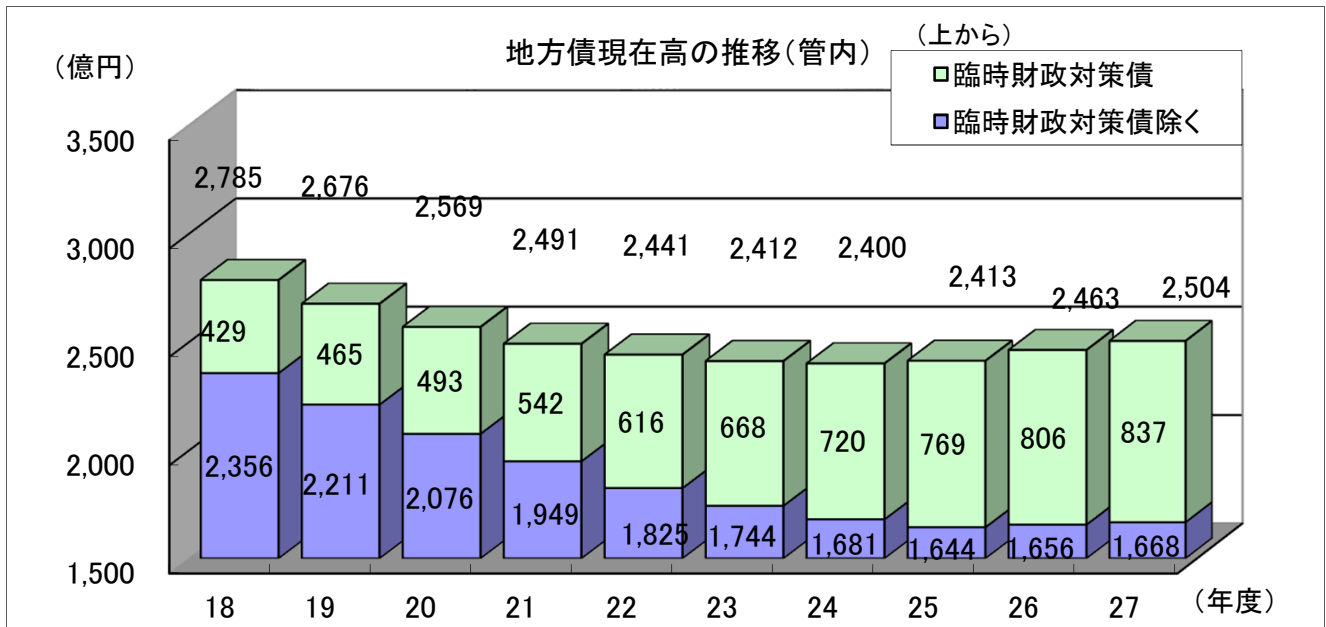
(%)

■人件費 □物件費 □維持補修費 □扶助費 □補助費等 □公債費 □その他

## 7 地方債現在高

管内市町村の平成27年度末地方債現在高は、2,504億24百万円で前年度末(2,462億59百万円)と比べ41億64百万円、1.7%増加している。

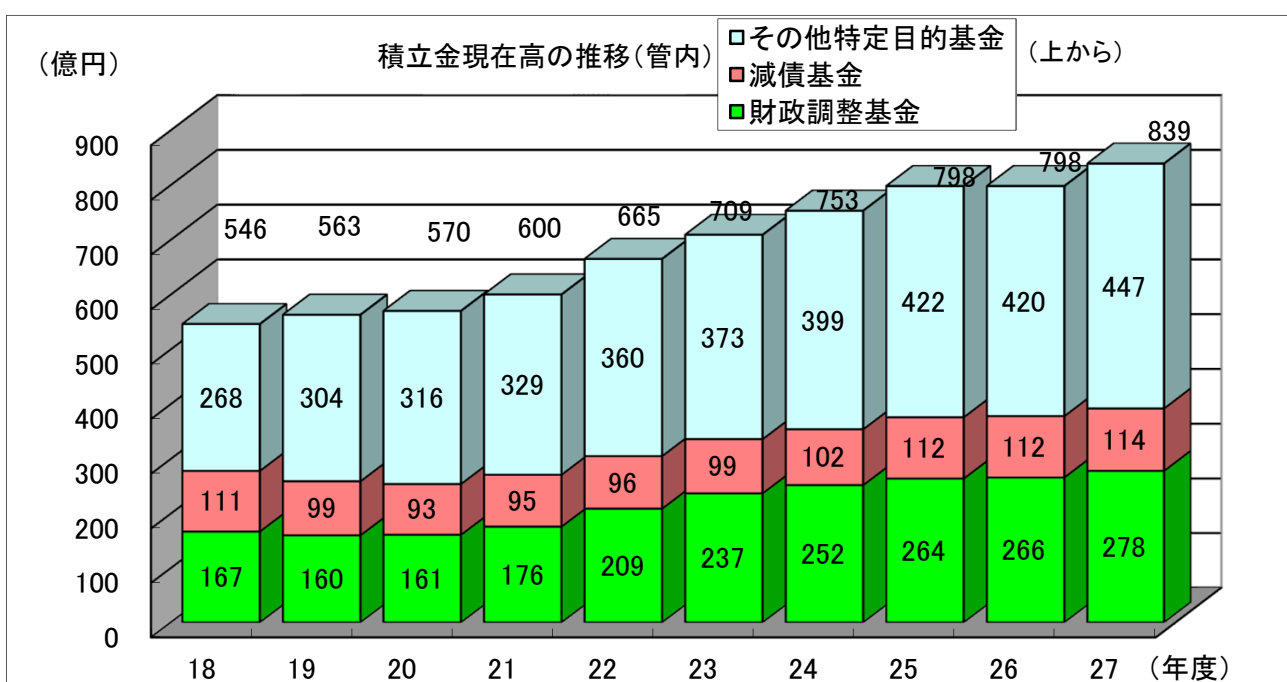
主な要因は、臨時財政対策債の発行額の増加などである。



## 8 積立金現在高

管内市町村の平成27年度末積立金現在高は、838億75百万円で前年度末(797億89百万円)と比べ40億86百万円、5.1%増加している。

その他特定目的基金が増加している。



十勝管内市町村の財政状況（平成27年度決算）

資料1

（単位：千円、％）

団体名	住基人口 H28.1.1	財政力 指数	標準財政 規模	歳入総額	歳出総額	実質収支	経常収支比率			地方債残高	債務負担 行為残高	積立金残高	
							うち人件費	うち扶助費	うち公債費				
帯広市	168,539	0.561	40,922,396	83,421,715	82,578,856	838,247	89.7	25.3	14.7	19.6	96,321,319	13,809,616	4,716,266
音更町	45,402	0.472	11,773,533	19,566,517	19,143,132	391,911	84.9	16.7	5.9	14.8	19,375,525	3,571,333	4,958,777
士幌町	6,326	0.255	4,468,908	7,523,386	7,297,919	200,767	87.0	26.1	2.6	13.3	6,885,598	84,687	5,255,118
上士幌町	4,886	0.203	3,858,236	7,947,637	7,539,892	387,853	80.0	21.2	3.9	15.9	7,263,365	94,543	7,262,520
鹿追町	5,582	0.226	3,953,359	7,632,486	7,155,666	399,161	77.3	28.4	0.9	17.4	6,694,492	582,749	4,178,582
新得町	6,338	0.226	4,644,438	8,737,624	8,517,018	48,215	77.5	17.6	5.2	16.9	6,691,689	134,835	5,526,775
清水町	9,842	0.294	4,999,235	8,861,371	8,656,001	195,494	80.8	24.8	5.2	13.5	8,143,870	2,407,144	3,211,737
芽室町	19,019	0.420	7,318,341	14,104,970	13,785,816	230,144	82.7	17.9	5.8	11.6	8,136,047	2,072,651	3,966,483
中札内村	3,983	0.248	2,657,157	4,308,248	4,087,947	141,353	72.8	18.4	1.8	10.9	4,148,327	987,988	3,659,697
更別村	3,278	0.217	2,925,967	5,221,457	5,029,796	156,925	73.9	19.5	1.4	20.7	4,313,930	534,283	4,882,662
大樹町	5,764	0.203	4,383,535	6,967,356	6,702,520	264,758	79.6	19.8	1.7	16.3	7,688,015	281,706	3,209,864
広尾町	7,308	0.201	4,976,069	8,730,386	8,529,309	199,537	87.9	19.4	5.0	27.8	13,155,743	226,429	2,549,546
幕別町	27,423	0.331	9,628,362	17,514,800	17,116,865	314,503	80.7	17.3	6.5	18.0	18,592,018	467,892	3,725,980
池田町	7,135	0.219	3,947,451	7,469,299	7,232,800	223,557	81.5	24.3	3.1	15.5	8,145,150	682,305	2,304,029
豊頃町	3,309	0.179	3,155,015	4,917,819	4,774,429	112,541	77.4	28.2	2.1	14.8	4,761,508	285,889	4,600,656
本別町	7,553	0.246	4,341,404	6,749,779	6,635,661	104,757	82.1	27.7	2.9	14.3	6,421,165	780,239	3,529,165
足寄町	7,212	0.178	5,530,978	9,390,149	9,235,920	111,730	79.1	21.6	2.3	18.1	11,135,728	768,714	6,646,285
陸別町	2,541	0.132	2,825,470	5,515,610	5,362,981	73,708	70.4	20.1	2.1	18.7	4,592,484	76,746	5,457,886
浦幌町	5,126	0.161	4,130,567	6,917,344	6,686,012	226,546	78.7	24.4	3.4	16.0	7,957,727	383,641	4,233,366
町村計	178,027	0.273	89,518,025	158,076,238	153,489,684	3,783,460	80.8	21.0	4.0	16.3	154,102,381	14,423,774	79,159,128
管内合計	346,566	0.356	130,440,421	241,497,953	236,068,540	4,621,707	83.6	22.4	7.4	17.3	250,423,700	28,233,390	83,875,394
全道合計	5,401,210	0.441	1,672,477,003	3,115,289,123	3,054,885,349	50,277,469	87.9	21.0	10.5	18.3	3,409,829,952	400,279,302	691,725,692
(札幌市除く)	3,459,378	0.354	1,222,886,339	2,230,256,754	2,177,067,948	46,286,170	86.5	21.7	8.1	18.7	2,429,013,381	240,645,857	630,148,725

※財政力指数、経常収支比率は加重平均となっている。

## 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る健全化判断比率の状況

168,539.0

区 分	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率	
	27年度	早期健全化基準	財政再生基準	27年度	早期健全化基準	財政再生基準	27年度	早期健全化基準	財政再生基準	27年度	早期健全化基準
帯広市	—	11.43	20.0	—	16.43	30.0	8.9	25.0	35.0	105.3	350.0
音更町	—	13.08		—	18.08		10.3			53.3	
士幌町	—	15.00		—	20.00		3.9			—	
上士幌町	—	15.00		—	20.00		5.2			—	
鹿追町	—	15.00		—	20.00		7.6			—	
新得町	—	15.00		—	20.00		5.5			—	
清水町	—	15.00		—	20.00		7.9			28.1	
芽室町	—	13.94		—	18.94		5.5			—	
中札内村	—	15.00		—	20.00		5.0			—	
更別村	—	15.00		—	20.00		6.8			—	
大樹町	—	15.00		—	20.00		9.9			33.9	
広尾町	—	15.00		—	20.00		7.9			105.1	
幕別町	—	13.40		—	18.40		13.3			119.0	
池田町	—	15.00		—	20.00		9.7			113.5	
豊頃町	—	15.00		—	20.00		9.0			—	
本別町	—	15.00		—	20.00		9.5			20.6	
足寄町	—	14.68		—	19.68		8.7			—	
陸別町	—	15.00		—	20.00		6.6			—	
浦幌町	—	15.00		—	20.00		10.8			—	
町村平均							8.4				
管内平均							8.6			33.5	
全道平均（除く札幌市）							9.7			50.7	
全道平均							8.4			53.7	

## 【留意事項】

①各平均は加重平均となっている。

②連結実質赤字比率の財政再生基準は経過措置あり

[20年度決算:40%]→[21年度決算:40%]→[22年度決算:35%]

③資金不足比率については、市町村の公営企業各会計の他、一部事務組合の公営企業会計も対象（十勝環境複合事務組合、十勝中部広域水道企業団）となるが、管内においては、全団体の全会計で発生しない。

## 2 普通会計

### ○形式収支

**形式収支**とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額－歳出総額

### ○実質収支

**実質収支**とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越 [執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

形式収支－翌年度に繰り越すべき財源（純剰余または純損失）

### ○一般財源

用途の指定されていない財源のことですが、考え方により範囲に広狭があります。ここでは、次の2種類のものを**一般財源**としています。

- ①市町村税（目的税、交付金を含む。）、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金。
- ②上記①に掲げるもののほか、交通安全対策特別交付金、使用料、手数料、財産収入、諸収入及び地方債などのうち用途の特定されないもの。

### ○経常一般財源

**経常一般財源**とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

市町村税（目的税を除く。）、地方譲与税、普通交付税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないもの。

## ○義務的経費

**義務的経費**とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。

人件費＋扶助費＋公債費

## ○投資的経費

**投資的経費**とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費

## ○経常収支比率

**経常収支比率**とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

## ○財政力指数

**財政力指数**とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。  
財政力指数が大きいほど財政力が強いと考えられます。

基準財政収入額／基準財政需要額

## ○基準財政需要額

**基準財政需要額**とは、普通交付税算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額をいいます。

単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数) (各行政項目ごとに算定)



## ○基準財政収入額

**基準財政収入額**とは、普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいいます。

(市町村) 標準的な地方税収入 × 100分の75 + 地方譲与税等

## ○標準財政規模

**標準財政規模**とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

なお、平成16年度以降は、臨時財政対策債発行可能額も標準財政規模に加えられています。

(基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 / 75  
+ 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

### 3 健全化判断比率

#### ○実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、11.25%～15%以上の団体については財政健全化計画、20%以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ○連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じ、16.25%～20%以上の団体については財政健全化計画、30%以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{全ての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## ○実質公債費比率

**実質公債費比率**とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の3か年の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、25%以上の団体については財政健全化計画、35%以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E：標準財政規模

## ○将来負担比率

**将来負担比率**とは、地方債の残高ほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、350%以上の団体は財政健全化計画を策定し財政の健全化に向けた取り組みを進めなければなりません。

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100$$

- A：地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額（将来負担額）
- B：Aに充てることができる基金
- C：Aに充てることができる特定財源
- D：地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの額
- E：標準財政規模
- F：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額